

堺市立学校職員の扶養手当に関する規則等の一部を改正する規則

(堺市立学校職員の扶養手当に関する規則の一部改正)

第1条 堺市立学校職員の扶養手当に関する規則（平成29年教育委員会規則第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」を加える。

附則に次の1項を加える。

(令和6年改正条例附則第6項の規定が適用される間の読替え)

3 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、第2条中「条例第10条の2第2項」とあるのは「堺市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年条例第41号）第6項の規定により読み替えられた条例第10条の2第2項」とする。

(堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第2条 堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成29年教育委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」の次に「及び特定任期付職員（堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年条例第8号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員をいう。以下「特定任期付職員」という。）以外の職員」を加え、同項第1号中「100分の107.5超100分の112.5」を「100分の105超100分の110」に、「100分の127.5超100分の137.5」を「100分の125超100分の135」に改め、同項第2号及び第3号中「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の127.5」を「100分の125」に改める。

第19条第1項第1号中「100分の51.25超100分の53.75」を「100分の50超100分の52.5」に、「100分の61.25超100分の66.25」を「100分の60超100分の65」に改め、同項第2号及び第3号中「100分の51.25」を「100分の50」に、「100分の61.25」を「100分の60」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 特定任期付職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。ただし、教育委員会は、次の各号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。

(1) 勤務成績が優秀な職員 100分の87.5超100分の92.5以下

(2) 勤務成績が良好な職員 100分の87.5

(3) 勤務成績が良好でない職員 100分の87.5未満

別表中「（平成16年条例第8号）」を削る。

(堺市教職員の勤勉手当に係る勤務成績区分の決定に関する規則の一部改正)

第3条 堺市教職員の勤勉手当に係る勤務成績区分の決定に関する規則（平成29年教育委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び第19条第1項」を「並びに第19条第1項及び第2項」に、同条第2号中「及び第19条第1項第1号」を「並びに第19条第1項第1号及び第2項第1号」に、同条第3号中「及び第19条第1項第2号」を「並びに第19条第1項第2号及び第2項第2号」に、同条第4号中「及び第19条第1項第3号」を「並びに第19条第1項第3号及び第2項第3号」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。